

米子市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 鳥取県米子市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和49年度(供用開始後42年)	法 適 ・ 非 適 の 区 分	法非適用 ※地方公営企業法適用(一部適用)…平成30年4月1日予定
処理区域内人口密度	45.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	3処理区 (内浜処理区、外浜処理区、淀江処理区)		
処 理 場 数	3処理場	内浜処理場 (昭和49年度供用開始) 皆生処理場 (昭和55年度供用開始) 淀江浄化センター (平成12年度供用開始)	
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成16年4月～ 青木処理場をポンプ場とし、内浜処理区に接続 平成23年4月～ 鳥根県安来市吉佐地区の汚水処理受託 平成23年4月～ 米子市旭が丘団地の汚水処理を境港市に委託		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制です。 基本使用料 8㎡まで:1,100円 超過使用料 8㎡を超え20㎡まで:1㎡につき132円 20㎡を超え50㎡まで:1㎡につき171円 50㎡を超え100㎡まで:1㎡につき223円 100㎡を超え250㎡まで:1㎡につき242円 250㎡を超え500㎡まで:1㎡につき260円 500㎡を超え1000㎡まで:1㎡につき270円 1000㎡を超えるもの:1㎡につき275円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と同様です。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	次に掲げるものについては、排除汚水量1㎡につき77円です。 1温泉排水 2公衆浴場(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第2条に規定する公衆浴場をいう。)から排除される汚水				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (消費税込み)	平成25年度	2,818 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 (消費税込み)	平成25年度	3,344 円
	平成26年度	2,898 円		平成26年度	3,689 円
	平成27年度	2,898 円		平成27年度	3,739 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道部は平成28年度現在53人で、公共下水道事業、農業集落排水事業、汚水処理場事業に兼務して当たっています。職員給与については、下水道事業に49人、農業集落排水事業特別会計に4人の予算措置を行っています。 ※下水道事業特別会計：管渠部門 6人、ポンプ場部門 1人、処理場部門 2人、その他部門 22名	
事業運営組織	下水道部長	<input type="checkbox"/> 下水道企画課 <input type="checkbox"/> 下水道営業課 <input type="checkbox"/> 整備課 <input type="checkbox"/> 施設課
		下水道企画室 総務係 料金係 普及係 工務第1係 工務第2係 管路維持係 施設工事係 施設維持係 排水指導係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	使用料賦課徴収業務を米子市水道局に委託するほか、処理場及び中継ポンプ場の施設運転管理について、一般財団法人米子市生活環境公社に委託を実施しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>全国平均及び類型団体との経営比較分析の結果では、本市は、効率的な経営を行っていると言えますが、施設の稼働状況から見た効率性は低く、整備完了までには多くの費用と非常に長い期間を要します。</p> <p>一方で、事業開始当初の管渠及び施設の更新・改築時期が到来しつつあり、今後、多額な改築更新経費が見込まれます。</p> <p>分析結果を踏まえた今後の取組としては、未普及地域の面整備を年次的に推進し施設の効率性を高めるほか、普及促進活動等により歳入確保体制の強化に努めるとともに、効率的な運転管理による維持管理経費の節減等に努めてまいります。</p> <p>また、施設及び管渠等の計画的な更新補修を行い、効率的・効果的な資産管理に努めてまいります。あわせて、経営状況の明確化、経営の健全性や計画性の向上を図る取組の柱として、平成30年4月から地方公営企業法の財務規定等の適用を行い、投資計画と財政計画の整合性を図ってまいります。</p> <p>(別紙1) 経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表</p>
--

2. 経営の基本方針

<p>1 経営の基本方針</p> <p>「人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり」の実現を基本理念とし、市民の安全で快適な暮らしを守るため、下水道事業を持続的かつ安定的に運営し、快適で安全・安心なまちづくりに貢献します。</p> <p>○安心・安全に暮らせる快適なまちづくり</p> <p>本市の下水道人口普及率(行政人口に対する下水道整備済み区域内人口の割合)は、平成27年度末で67.8%と全国の平均値と比較して低水準であり、市民の生活環境改善、利便性の向上が急務となっています。</p> <p>人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえた上で、各地の地理的、社会的特性に応じた整備手法を取り入れながら、早期の普及率向上に努めます。</p> <p>○持続的な下水道事業の運営</p> <p>施設の維持管理履歴等の情報を一元化し、予防保全型施設管理の考え方のもとに、老朽化施設の修繕及び改築・更新を計画的に実施し、維持管理の適正化に努めます。また、大規模災害時に下水道が果たすべき機能を維持・回復するために平成27年度に作成した「米子市下水道事業業務継続計画」により、減災対策の充実を図っていきます。</p> <p>○水洗化の促進</p> <p>下水道資産の有効利用、収入増のため、下水道供用開始区域の未水洗化家屋に対して、計画的かつ効率的な戸別訪問指導や水洗化工事に対する融資斡旋制度の更なる周知など、積極的な水洗化促進対策を実施していきます。</p> <p>○安定した事業経営の実現</p> <p>施設の効率的な運転管理により、一層の維持管理経費節減に取り組むほか、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るため、平成30年4月に地方公営企業法を適用し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。</p>

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

本計画期間中は、未普及地域のうち市街化区域について重点的に整備を行い、整備面積は平均年間40haを予定しています。また、その他の未整備地域については、人口動向・企業動向を見ながら時間軸の観点も踏まえつつ、一部区域については他の汚水処理手法も含めて生活排水処理対策全体の中で検討してまいります。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠については、管路維持管理を効率的・効果的に実施するために、平成28年度から2か年で構築する管路施設台帳システムに基づき管路施設台帳図面及び維持管理履歴等の一元化を図り、予防保全型施設管理である「計画的維持管理」を行うとともに、「日常的維持管理」により資産の延命化を図ってまいります。

処理場、ポンプ場については、機械電気設備の修繕時期を予測し、修繕及び改築更新の優先順位等を踏まえて、年次的に実施してまいります。

なお、管渠、処理場等とともに、地方公営企業法適用後にストックマネジメント計画を策定するため、当該計画策定後に修繕及び改築更新計画の見直しを図る予定としています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料の徴収率は、行革大綱の目標徴収率とし、より一層の徴収率向上に努めます。

また、使用料単価については、当面は平成28年度使用料単価(据え置き)としますが、必要に応じて改定を検討します。

○国庫補助金及び地方債に関する事項

国庫補助金及び建設事業債については、建設事業に連動して推計しています。資本費平準化債については、下水道使用料の大幅な改定を招かないよう、借入限度額範囲内で収支状況を踏まえて借入額を決定しています。

○繰入金に関する事項

国が定める地方公営企業繰出基準を原則としながら、一般会計の財政状況を踏まえて、毎年20億円程度を繰り入れることとしています。(本市の下水道事業特別会計においては、収支不足に対する赤字補てん繰出しは行っておりません。)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

平成28年度決算見込額をベースに算定しました。

○動力費及び修繕費に関する事項

平成28年度決算見込額をベースに、実績を踏まえた費用増を勘案して算出しました。

○薬品費に関する事項

処理水量の増加割合や硫化水素抑制対策に係る薬費用増を勘案して算出しました。

○委託費に関する事項

現在の委託状況と処理水量の影響を受ける委託業務経費の増を勘案して算出しました。

その他

物価上昇及び平成31年10月予定の消費税増税に伴う収入・費用増については、反映していません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	圏域内の下水道整備推進のため、平成23年4月から、島根県安来市吉佐地区の汚水処理受託及び本市旭が丘団地の汚水処理を境港市に委託しており、今後も現在実施している汚水処理の委託・受託を継続していきます。
-------------------	---

投資の平準化に関する事項	日常的維持管理による施設の延命化に加えて、計画的維持管理により投資事業費の平準化を図ってまいります。また、土木構造物については、計画期間中は大規模改修を予定していないものの、事業開始時の資産更新時期が到来することを踏まえて、将来を見据えた長期的な更新計画を策定してまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間事業者の活用については、十分な経営基盤、能力はもとより、地域についての知見と理解等を有する民間事業者の確保が困難であることから、従前からの検討課題となっており、今後も研究してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料改定については、投資と財源のバランスを考え、中長期的収支見通しに基づいて検討する必要があります。 現在、実施している資産調査結果により経営状況がより明確になると考えられることから、公営企業法適用後の財務諸表内容を踏まえて、使用料の改定時期を検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	先進市の取組事例等を踏まえて、本市の実態に即した資産活用による収入増加手法について、引き続き研究してまいります。
その他の取組	建設改良事業の実施に当たっては、国の補助事業の活用や地方債の発行により、適切な財政確保を行ってまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き、米子市水道局への賦課徴収委託を行うほか、一般財団法人米子市生活環境公社への運転委託を継続するものとして必要見込額を算出しています。
職員給与費に関する事項	米子市定員適正化計画を踏まえつつ、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて適切な人員配置を行ってまいります。また、技術水準の維持・向上を目指して、OJTや各種研修への積極的な参加等により人材育成を行ってまいります。
動力費に関する事項	各施設、設備の効率的な運転管理に努めるとともに、更新時には省エネルギー機器の導入を行うなど、より一層の維持管理経費節減に努めてまいります。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでおりますが、硫化水素抑制対策経費の増等も踏まえ、経費削減方法について研究してまいります。
修繕費に関する事項	施設の老朽化等を踏まえて、適切な時期に修繕を実施し、施設の延命化及び更新費用の平準化に努めてまいります。
委託費に関する事項	各施設、設備の効率的な運転管理に努め、一層の経費節減手法について研究してまいります。
その他の取組	事業概要や決算状況等について、市ホームページ及び広報誌等で情報公開を行い、経営の透明性の確保を図るとともに、市民が理解・評価しやすい情報の提供に努めてまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	近年の下水道事業を取り巻く状況は大きく変化しており、インフラ長寿命化計画における資産の改築更新計画の策定や地方公営企業法の財務規定の適用により経営状況を明確にしていく中で、下水道事業のあり方について様々な検討を行う必要があります。 今後とも、下水道事業を取り巻く環境の変化を注視するとともに、地方公営企業法適用やストックマネジメント計画策定を通じて現状把握と経営見通しの検証・確認を行い、本計画の適宜適切な見直しを図ってまいります。
---------------------	---

平成26年度下水道事業経営比較分析表

鳥取県 米子市

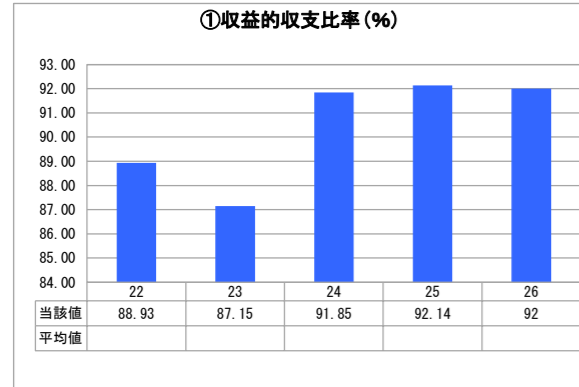
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	66.48	82.10	2,898

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
149,857	132.42	1,131.68
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
99,323	21.84	4,547.76

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



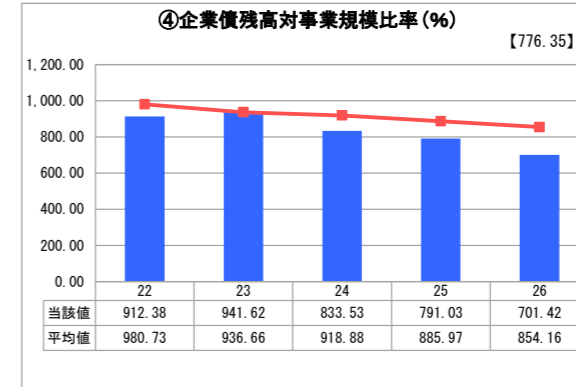
「単年度の収支」



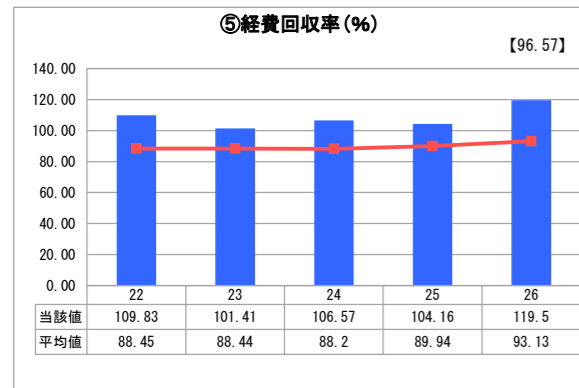
「累積欠損」



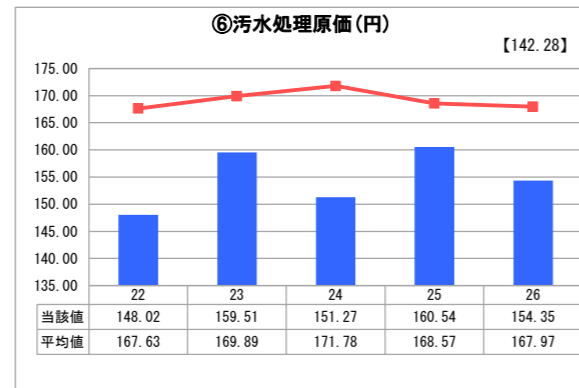
「支払能力」



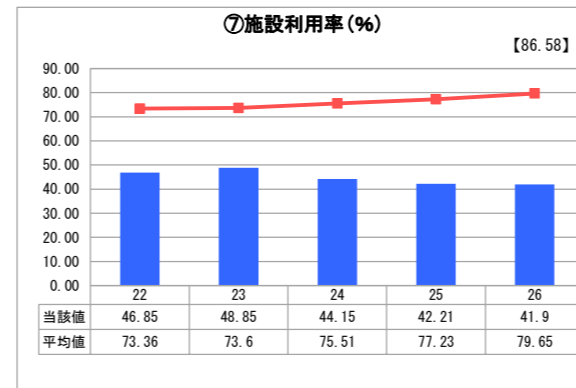
「債務残高」



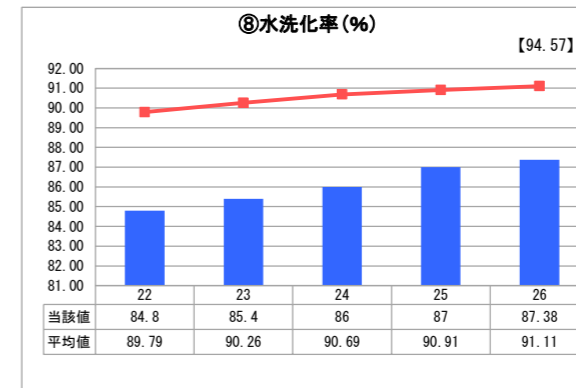
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

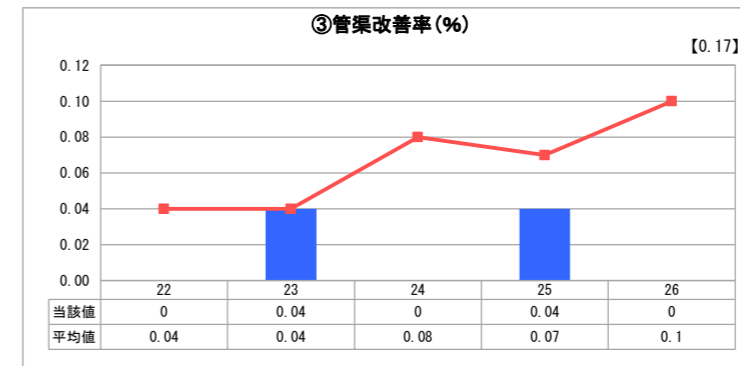
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

○昭和44年度から事業を開始し、地方債償還がピークを迎えていることから収益的収支比率は100%を下回っており、更なる経営改善を図る必要がある。
 また、現年も年次的に面整備を継続しているが、企業債残高は年々減少していることから、企業債残高対事業規模比率は減少傾向にある。
 ○汚水処理原価は類似団体に比べても低く、費用の効率性が高い状況にあるとともに、経費回収率も100%を超えており、汚水処理に係る経費は使用料で賄えている。
 ○水洗化率は、年々上昇しているが、今後とも普及啓発活動に努め水洗化率の向上を図る必要がある。
 ○施設利用率は、整備済み面積が全体計画面積の64.1%であることから類似団体内の平均を大きく下回っており、水洗化率の向上などにより下水道資産の有効活用を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

事業開始当初の管渠及び施設は約45年を経過しており、今後、更新・補修事業費が大幅に増えることが見込まれることから、財政計画を踏まえて計画的な改築更新を検討する必要がある。
 ○処理場及びポンプ場等の機械・電気設備については、順次長寿命化計画に基づき改築更新を行っており、今後とも適正な維持管理に努める。
 ○管渠については、法定耐用年数である50年に達した管渠はなく、現在は事後対応型維持管理を行っている。今後は、点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位を検討し、効率的・効果的な維持管理を実施するため、管渠の現状を把握・分析し、予防保全型施設管理の実施により適正な維持管理・延命化を図っていく必要がある。

全体総括

当市は、効率的な経営を行っていると言えるが、施設の効率性は低く、整備完了までには多くの費用と非常に長い期間を要する。一方で、事業開始当初の管渠及び施設の更新・改築時期が到来しつつあり、今後、多額な改築更新経費が見込まれる。
 今後の取組としては、未普及地域の面整備を年次的に推進し施設の効率性を高めるほか、普及促進活動等により歳入確保体制の強化に努めるとともに、効率的な運転管理による維持管理経費の節減等に努める。施設及び管渠等の計画的な更新補修を行い、効率的・効果的な資産管理に努める。
 あわせて、経営状況の明確化、経営の健全性及び計画性の向上を図る取組の柱として、平成30年4月から地方公営企業法の財務規定等の適用を行い、投資計画と財政計画の整合性を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

平成 26 年度 公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営比較分析

指標名	算出方法	内 容
収益的収支比率	$\text{総収益} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$ (単位：パーセント)	使用料収入や一般会計からの繰入金などの収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標
企業債残高対事業規模比率	$(\text{企業債残高} - \text{一般会計負担金を除く}) \div (\text{営業収益} - \text{受益工事収入} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$ (単位：パーセント)	使用料収入に対する企業債(地方債)残高の割合で、企業債残高の規模を示す指標
経費回収率	$\text{使用料収入} \div \text{汚水処理費用 (公費負担分を除く)} \times 100$ (単位：パーセント)	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標
汚水処理原価	$\text{汚水処理費用 (公費負担分を除く)} \div \text{有収水量}$ (単位：円/立方メートル)	有収水量1立方メートル当たりの汚水処理に要した費用で、汚水処理に係るコストを表した指標
施設利用率	$\text{晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時一日処理能力} \times 100$ (単位：パーセント)	施設・整備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標
水洗化率	$\text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口} \times 100$ (単位：パーセント)	下水道が利用できる地域で、実際に水洗便所を設置して下水道を使っている人口の割合を表した指標
管渠改善率	$\text{改善 (更新・改良・修繕) 管渠延長} \div \text{下水道管渠延長} \times 100$ (単位：パーセント)	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益	1 総 収 益 (A)		3,808,304	3,842,177	3,876,164	3,879,308	3,892,766	3,912,263	3,935,667	3,953,661	3,977,043	3,987,547	4,004,634
	(1) 営 業 収 益 (B)		2,584,468	2,600,734	2,620,646	2,624,057	2,641,241	2,655,281	2,667,818	2,681,097	2,695,467	2,703,444	2,719,824
	ア 使 用 料 収 入		2,009,728	2,025,843	2,067,433	2,072,891	2,089,631	2,108,484	2,127,465	2,144,496	2,163,745	2,181,030	2,200,582
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ (雨 水 処 理 負 担 金) そ の 他		(568,803) 574,740	(568,580) 574,891	(546,651) 553,213	(544,836) 551,166	(545,280) 551,610	(540,467) 546,797	(534,023) 540,353	(530,271) 536,601	(525,392) 531,722	(516,084) 522,414	(512,912) 519,242
	(2) 営 業 外 収 益		1,223,836	1,241,443	1,255,518	1,255,251	1,251,525	1,256,982	1,267,849	1,272,564	1,281,576	1,284,103	1,284,810
	ア 他 会 計 繰 入 金		1,161,309	1,154,477	1,172,002	1,171,735	1,168,009	1,173,466	1,184,333	1,189,048	1,198,060	1,200,587	1,201,294
	イ そ の 他		62,527	86,966	83,516	83,516	83,516	83,516	83,516	83,516	83,516	83,516	83,516
	2 総 費 用 (D)		1,921,715	1,992,965	2,010,073	2,050,385	2,048,079	2,066,208	2,085,000	2,107,416	2,131,401	2,159,001	2,178,819
	(1) 営 業 費 用		1,144,291	1,207,993	1,274,646	1,288,912	1,288,912	1,308,912	1,328,912	1,348,912	1,368,912	1,388,912	1,398,912
ア 職 員 給 与 費		271,875	261,284	259,389	259,389	259,389	259,389	259,389	259,389	259,389	259,389	259,389	
イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他		872,416	946,709	1,015,257	1,029,523	1,029,523	1,049,523	1,069,523	1,089,523	1,109,523	1,129,523	1,139,523	
(2) 営 業 外 費 用		777,424	784,972	735,427	761,473	759,167	757,296	756,088	758,504	762,489	770,089	779,907	
ア 支 払 利 息													
イ 雨 水		99,632	94,147	87,218	89,060	88,384	87,781	87,280	87,280	87,498	86,948	87,782	
イ 汚 水		617,292	605,476	565,294	589,498	587,868	586,600	585,893	588,309	592,076	600,226	609,210	
イ ち 一 時 借 入 金 利 息		1,255	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
イ そ の 他		60,500	85,349	82,915	82,915	82,915	82,915	82,915	82,915	82,915	82,915	82,915	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		1,886,589	1,849,212	1,866,091	1,828,923	1,844,687	1,846,055	1,850,667	1,846,245	1,845,642	1,828,546	1,825,815	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		2,312,552	2,384,404	2,754,852	2,561,741	2,670,371	2,667,828	2,798,404	2,797,398	2,878,265	2,885,046	2,887,510
	(1) 地 方 債		1,268,000	1,518,300	1,821,900	1,565,200	1,642,400	1,641,500	1,726,500	1,726,500	1,761,500	1,761,500	1,761,500
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債		200,000	200,000	300,000	300,000	300,000	300,000	340,000	340,000	330,000	330,000	330,000
	(2) 他 会 計 補 助 金		269,820	277,016	281,365	283,429	286,711	286,068	281,644	280,681	276,548	283,329	285,793
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		598,459	426,241	534,600	598,000	631,000	630,000	680,000	680,000	730,000	730,000	730,000
	(6) 工 事 負 担 金		168,707	155,044	110,117	110,117	110,117	110,117	110,117	110,117	110,117	110,117	110,117
	(7) そ の 他		7,566	7,803	6,870	4,995	143	143	143	100	100	100	100
	2 資 本 的 支 出 (G)		4,145,979	4,242,609	4,611,858	4,424,209	4,571,364	4,557,075	4,672,747	4,666,237	4,738,536	4,717,604	4,703,067
(1) 建 設 改 良 費		1,752,511	1,791,874	2,148,101	1,966,808	2,082,808	2,080,808	2,180,808	2,180,808	2,280,808	2,280,808	2,280,808	
イ ち 職 員 給 与 費		100,438	109,490	110,808	110,808	110,808	110,808	110,808	110,808	110,808	110,808	110,808	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		2,393,468	2,450,735	2,463,757	2,457,401	2,488,556	2,476,267	2,491,939	2,485,429	2,457,728	2,436,796	2,422,259	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他		0											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 1,833,427	△ 1,858,205	△ 1,857,006	△ 1,862,468	△ 1,900,993	△ 1,889,247	△ 1,874,343	△ 1,868,839	△ 1,860,271	△ 1,832,558	△ 1,815,557	

区 分	年 度	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	53,162	△ 8,993	9,085	△ 33,545	△ 56,306	△ 43,192	△ 23,677	△ 22,594	△ 14,628	△ 4,012	10,258
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	161,591	214,753	205,760	214,845	181,300	124,994	81,802	58,126	35,531	20,903	16,891	
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	214,753	205,760	214,845	181,300	124,994	81,802	58,126	35,531	20,903	16,891	27,149
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	24,200	36,900										
実 質 収 支	黒 字 (P)	190,553	168,860	214,845	181,300	124,994	81,802	58,126	35,531	20,903	16,891	27,149	
(N)-(O)	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		88.3	86.5	86.6	86.1	85.8	86.1	86.0	86.1	86.7	86.8	87.0	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金不足額	(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益－受託工事収益 (B)-(C)	(S)	2,584,468	2,600,734	2,620,646	2,624,057	2,641,241	2,655,281	2,667,818	2,681,097	2,695,467	2,703,444	2,719,824	
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	3,141,536	3,657,025	3,974,827	4,253,556	4,534,748	4,810,010	5,086,600	5,337,056	5,534,074	5,754,472	5,973,924	
健全化法施行令第17条により算定した 模 業 の 規	(V)	2,584,468	2,600,734	2,620,646	2,624,057	2,641,241	2,655,281	2,667,818	2,681,097	2,695,467	2,703,444	2,719,824	
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高	(X)	37,547,692	36,615,257	35,973,400	35,081,199	34,235,043	33,400,276	32,634,837	31,875,908	31,179,680	30,504,385	29,843,625	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	27年度 (決算)	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 支 分		1,730,112	1,723,057	1,718,653	1,716,571	1,713,289	1,713,933	1,718,356	1,719,319	1,723,452	1,716,671	1,714,206
	うち基準内繰入金	1,730,112	1,723,057	1,718,653	1,716,571	1,713,289	1,713,933	1,718,356	1,719,319	1,723,452	1,716,671	1,714,206
	うち基準外繰入金											
資 本 的 収 支 分		269,820	277,016	281,365	283,429	286,711	286,068	281,644	280,681	276,548	283,329	285,793
	うち基準内繰入金	269,820	277,016	281,365	283,429	286,711	286,068	281,644	280,681	276,548	283,329	285,793
	うち基準外繰入金											
合 計		1,999,932	2,000,073	2,000,018	2,000,000	2,000,000	2,000,001	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,999,999

米子市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 鳥取県米子市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成6年度(22年)	法適・非適の区分	法非適用 ※地方公営企業法適用(一部適用)…平成30年4月1日予定
処理区域内人口密度	12.5人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	12処理区(五千石処理区、尚徳処理区、尚徳第2処理区、成実第1処理区、成実第2処理区、巖処理区、春日処理区、大高第1処理区、伯仙処理区、福岡処理区、本宮処理区、福井処理区)		
処理場数	12処理施設 五千石汚水処理施設(平成9年度供用開始) 尚徳汚水処理施設(平成7年度供用開始) 尚徳第2汚水処理施設(平成10年度供用開始) 成実第1汚水処理施設(平成10年度供用開始) 成実第2汚水処理施設(平成10年度供用開始) 巖汚水処理施設(平成18年度供用開始) 春日汚水処理施設(平成18年度供用開始) 大高第1汚水処理施設(平成12年度供用開始) 伯仙汚水処理施設(平成20年度供用開始) 福岡汚水処理施設(平成6年度供用開始) 本宮汚水処理施設(平成6年度供用開始) 福井汚水処理施設(平成11年度供用開始)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概要・考え方	基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制。 基本使用料 8m ³ まで:1,100円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき132円 20m ³ を超え50m ³ まで:1m ³ につき171円 50m ³ を超え100m ³ まで:1m ³ につき223円 100m ³ を超え250m ³ まで:1m ³ につき242円 250m ³ を超え500m ³ まで:1m ³ につき260円 500m ³ を超え1000m ³ まで:1m ³ につき270円 1000m ³ を超えるもの:1m ³ につき275円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様です。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様です。		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 2,818円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,057円
	平成26年度 2,898円		平成26年度 3,425円
	平成27年度 2,898円		平成27年度 3,440円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道部は平成28年度現在53人で、公共下水道事業、農業集落排水事業、汚水処理場事業に兼務して当たっています。職員給与については、下水道事業に49人、農業集落排水事業特別会計に4人の予算措置を行っています。 ※農業集落排水事業特別会計:管渠部門 1人、処理場部門 1人、その他部門 2名	
事業運営組織	下水道部長	<input type="checkbox"/> 下水道企画課 <input type="checkbox"/> 下水道営業課 <input type="checkbox"/> 整備課 <input type="checkbox"/> 施設課
		下水道企画室 総務係 料金係 普及係 工務第1係 工務第2係 管路維持係 施設工事係 施設維持係 排水指導係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	汚水処理施設運転管理業務並びに汚泥採取業務について、協同組合米子市環境事業公社に委託を実施しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

農業集落排水は公共下水道に比べて事業規模が小さく、事業の性格上、独立採算によることが困難な事業であり、一般会計繰入金により収入不足を補填しています。また、処理施設等は、将来的には更新改築時期が集中し、多額の財政負担が見込まれます。

今後の取組としては、普及促進活動等の強化により歳入確保に努めるほか、効率的な運転管理等により維持管理経費の節減に努めてまいります。また、将来を見据えた長期的な更新計画を策定し、処理施設の統廃合の検討も含めて、適正な維持管理・延命化を図ってまいります。

あわせて、経営状況の明確化、経営の健全性や計画性の向上を図る取組の柱として、平成30年4月から地方公営企業法の財務規定等の適用を行い、投資計画と財政計画の整合性を図ってまいります。

※別紙1

「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表

2. 経営の基本方針

1 経営の基本方針

「人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり」の実現を基本理念とし、市民の安全で快適な暮らしを守るため、事業を持続的かつ安定的に運営し、快適で安全・安心なまちづくりに貢献します。

○安心・安全に暮らせる快適なまちづくり

本市の農業集落排水事業は、計画区域の整備は終了していますが、将来の更新時期到来を見据えた長期的な更新計画を策定し、処理施設の統廃合の検討も含めて適正な維持管理・延命化を図ってまいります。

○持続的な下水道事業の運営

施設の維持管理履歴等の情報を一元化し、予防保全型施設管理の考え方のもとに、老朽化施設の修繕及び改築・更新を計画的に実施し、維持管理の適正化に努めます。また、大規模災害時に下水道が果たすべき機能を維持・回復するために平成27年度に作成した「米子市下水道事業業務継続計画」により、減災対策の充実を図ってまいります。

○水洗化の促進

資産の有効利用、収入増のため、区域内の未水洗化家屋に対して、計画的かつ効率的な戸別訪問指導や水洗化工事に対する融資斡旋制度の更なる周知など、積極的な水洗化促進対策を実施してまいります。

○安定した事業経営の実現

施設の効率的な運転管理により、一層の維持管理経費節減に取り組むほか、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るため、平成30年4月に地方公営企業法を適用し、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

農業集落12地区の生活排水処理を行う施設では、早いものでは使用開始後20年以上が経過しており、主に処理場の機械・電気設備の大規模更新が想定されます。このため、今後10年程度の期間で全施設の補修や改築等を計画的かつ効率的に実施するために、全施設の機能診断調査を行い、調査結果を基に対策工事と対策時期を検討し、年次的に実施してまいります。

なお、管渠、処理場等ともに地方公営企業法適用後に最適整備構想を策定するため、最適整備構想策定後に修繕及び改築更新計画の見直しを図る予定としています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料の徴収率は、行革大綱の目標徴収率とし、より一層の徴収率向上に努めます。

また、使用料単価については、当面は平成28年度使用料単価(据え置き)としますが、公共下水道事業の改定時にあわせて農業集落排水事業も同時期に改定をします。

○国庫補助金及び地方債に関する事項

国庫補助金及び建設事業債については、建設事業に連動して推計しています。資本費平準化債については、借入限度額範囲内で借入額を決定しています。

○繰入金に関する事項

国が定める地方公営企業繰出基準を原則としながら、収支の均衡を図るため、収支不足額を一般会計から繰り入れることとしています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

平成28年度決算見込額をベースに算定しました。

○動力費及び修繕費に関する事項

平成28年度決算見込額をベースに、実績を踏まえた費用増を勘案して算出しました。

○薬品費に関する事項

平成28年度決算見込額をベースに、処理水量の増加割合を勘案して算出しました。

○委託費に関する事項

現在の委託状況と処理水量の影響を受ける委託業務経費の増を勘案して算出しました。

○その他

物価上昇及び平成31年10月予定の消費税増税に伴う収入・費用増については、反映していません。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	施設の機能診断の実施結果に基づき、将来を見据えた長期的な更新計画を策定し、処理施設の統廃合の検討も含めて、適正な維持管理・延命化を図ってまいります。
投資の平準化に関する事項	日常的維持管理による施設の延命化に加えて、計画的維持管理により投資事業費の平準化を図ってまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間事業者の活用については、十分な経営基盤、能力はもとより、地域についての知見と理解等を有する民間事業者の確保が困難であることから、従前からの検討課題となっており、今後も研究してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業は公共下水道事業に比べて事業規模が小さく、事業の性格上、独立採算によることが困難な事業ですが、使用料を公共下水道と統一していることから、公共下水道使用料に合わせて改定時期を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	先進市の取組事例等を踏まえて、本市の実態に即した資産活用による収入増加手法について、引き続き研究してまいります。

その他の取組	建設改良事業の実施に当たっては、国の補助事業の活用や地方債の発行により、適切な財政確保を行ってまいります。
--------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	引き続き、協同組合米子市環境事業公社への業務委託を継続するものとして必要見込額を算出しています。
職員給与費に関する事項	米子市定員適正化計画を踏まえつつ、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて適切な人員配置を行ってまいります。また、技術水準の維持・向上を目指して、OJTや各種研修への積極的な参加等により人材育成を行ってまいります。
動力費に関する事項	各施設、設備の効率的な運転管理に努めるとともに、更新時には省エネルギー機器の導入を行うなど、より一層の維持管理経費節減に努めてまいります。
薬品費に関する事項	従来から単価契約の実施などにより経費節減に取り組んでおり、今後とも経費削減方法について研究してまいります。
修繕費に関する事項	施設の老朽化等を踏まえて、適切な時期に修繕を実施し、施設の延命化に努めてまいります。
委託費に関する事項	各施設、設備の効率的な運転管理に努め、一層の経費節減手法について研究してまいります。
その他の取組	事業概要や決算状況等について、市ホームページ及び広報誌等で情報公開を行い、経営の透明性の確保を図るとともに、市民が理解・評価しやすい情報の提供に努めてまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	近年の下水道事業を取り巻く状況は大きく変化しており、インフラ長寿命化計画における資産の改築更新計画の策定や地方公営企業法の財務規定の適用により経営状況を明確にしていき、持続的かつ安定的に事業を行う必要があります。 今後とも下水道事業を取り巻く環境の変化を注視するとともに、地方公営企業法適用やストックマネジメント計画策定を通じて現状把握と経営見通しの検証・確認を行い、本計画の適宜適切な見直しを図ってまいります。
-------------------------	---

平成26年度農業集落排水事業経営比較分析表

資料2-2

鳥取県 米子市

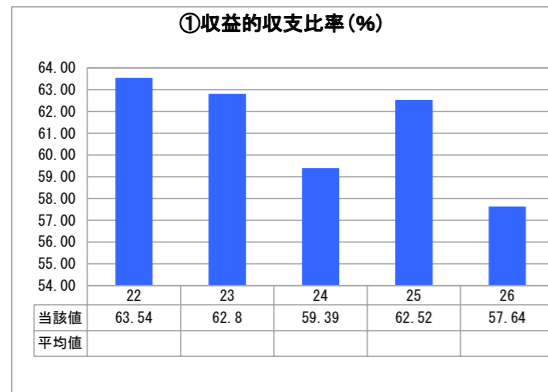
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	9.79	98.05	2,898

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
149,857	132.42	1,131.68
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
14,633	11.51	1,271.33

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



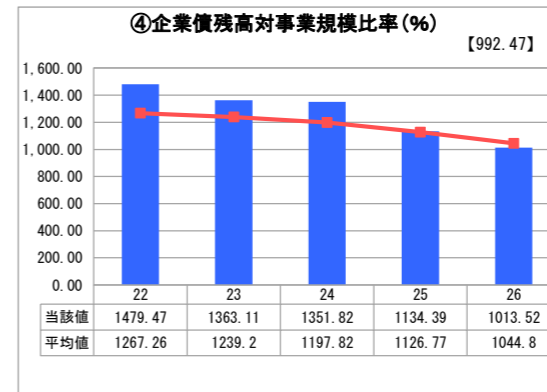
「単年度の収支」



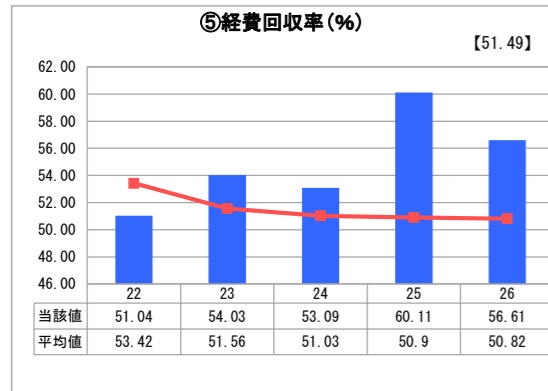
「累積欠損」



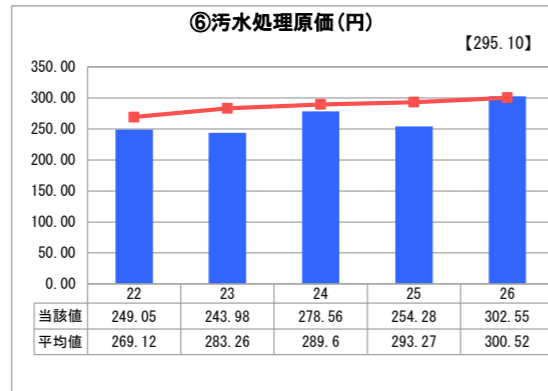
「支払能力」



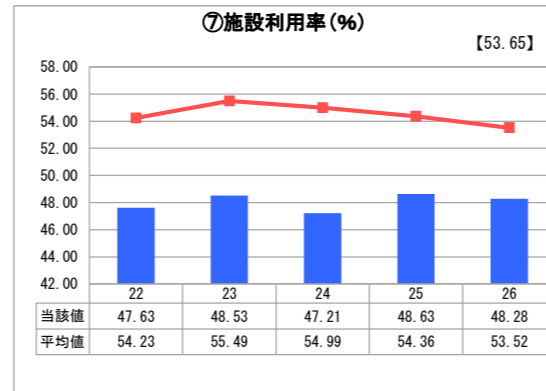
「債務残高」



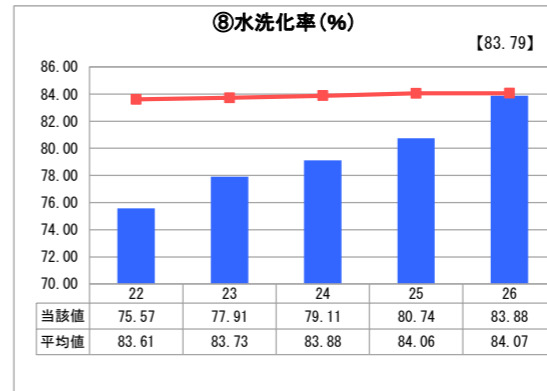
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

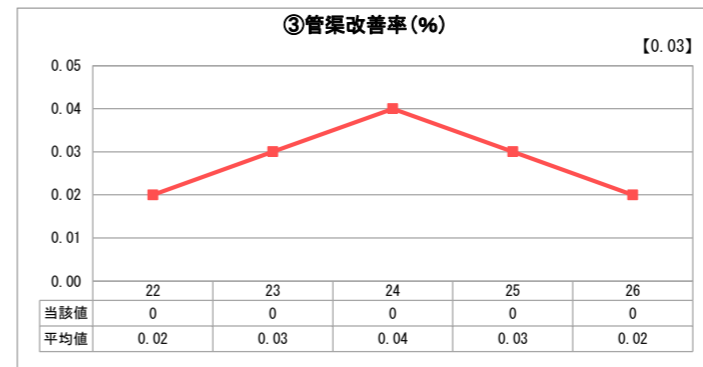
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

○整備は平成20年度に完了していることから、企業債残高対事業規模比率は年々低下しているものの、使用料収入では維持管理費を賄えない状況にあり、一般会計繰入金により赤字補填を行っている。
 ○汚水処理原価は類似団体内の平均と同程度であり、経費回収率は他団体を上回っているものの、使用料収入だけで汚水処理費を賄うことは難しい状況にあり財政基盤は脆弱である。
 ○施設利用率は、整備が完了しているものの、他団体平均を下回っており、利用率向上に向けて一層の普及促進活動を行う必要がある。
 ○水洗化率は年々上昇しているものの、処理区域内人口が減少していることや、下水道法10条に定める接続義務が課されないこと等から、現在水洗便所設置済人口は微増に留まっており、収入増が見込みにくい状況にある。

2. 老朽化の状況について

○処理施設及び管渠ともに、現在は日常的な維持管理・補修を中心として実施しており、大規模な改築・更新等は実施していない。
 今後は、将来発生する更新需要に対応するため、財政計画を踏まえた予防保全型施設管理の実施により適正な維持管理及び施設の延命化に努める必要がある。

全体総括

公共下水道に比べて事業規模が小さく、事業の性格上、独立採算によることが困難な事業であり、一般会計繰入金により収入不足を補填している。また、処理施設等は、平均耐用年数に達していないものの、将来的には更新改築時期が集中し、多額の財政負担が見込まれる。
 今後の取組としては、普及促進活動等の強化により歳入確保に努めるほか、効率的な運転管理等により維持管理経費の節減に努める。また、将来を見据えた長期的な更新計画を策定し、処理施設の統廃合の検討も含めて、適正な維持管理・延命化を図る。
 あわせて、経営状況の明確化、経営の健全性や計画性の向上を図る取組の柱として、平成30年4月から地方公営企業法の財務規定等の適用を行い、投資計画と財政計画の整合性を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

様式第2号(法非適用企業)

(単位:千円, %)

年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
区 分		決 算										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	398,376	440,494	424,416	423,557	424,431	425,781	426,789	428,534	430,839	429,843	434,429
	(1) 営 業 収 益 (B)	192,579	190,721	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705
	ア 料 金 収 入	192,425	190,607	190,607	190,607	190,607	190,607	190,607	190,607	190,607	190,607	190,607
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	154	114	98	98	98	98	98	98	98	98	98
	(2) 営 業 外 収 益	205,797	249,773	233,711	232,852	233,726	235,076	236,084	237,829	240,134	239,138	243,724
	ア 他 会 計 繰 入 金	185,750	210,132	217,639	216,980	217,854	219,204	220,212	221,957	224,262	223,266	227,852
	イ そ の 他	20,047	39,641	16,072	15,872	15,872	15,872	15,872	15,872	15,872	15,872	15,872
	2 総 費 用 (D)	335,776	372,866	345,355	335,949	334,848	333,607	332,201	330,749	329,375	328,404	327,902
	(1) 営 業 費 用	207,240	246,593	221,133	226,048	231,048	236,048	241,048	246,048	251,048	256,048	261,048
	ア 職 員 給 与 費	31,027	31,524	28,697	28,697	28,697	28,697	28,697	28,697	28,697	28,697	28,697
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	176,213	215,069	192,436	197,351	202,351	207,351	212,351	217,351	222,351	227,351	232,351
	(2) 営 業 外 費 用	128,536	126,273	124,222	109,901	103,800	97,559	91,153	84,701	78,327	72,356	66,854
ア 支 払 利 息	110,061	105,057	99,330	93,890	87,789	81,548	75,142	68,690	62,316	56,345	50,843	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	163	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
イ そ の 他	18,475	21,216	24,892	16,011	16,011	16,011	16,011	16,011	16,011	16,011	16,011	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	62,600	67,628	79,061	87,608	89,583	92,174	94,588	97,785	101,464	101,439	106,526	
収 益 的 支 出	1 資 本 的 収 入 (F)	275,673	289,521	308,707	308,160	365,415	377,627	387,840	391,596	390,037	378,280	363,188
	(1) 地 方 債	155,000	154,400	154,100	169,000	200,500	206,500	210,500	208,500	201,500	179,500	158,500
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	155,000	154,400	154,100	169,000	178,000	184,000	188,000	186,000	179,000	157,000	136,000
	(2) 他 会 計 補 助 金	116,720	126,611	126,788	127,190	135,945	142,157	148,370	154,126	159,567	169,810	175,718
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			23,849	8,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	(6) 工 事 負 担 金	3,953	8,510	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	338,273	352,649	392,268	395,768	454,998	469,801	482,428	489,381	491,501	479,719	469,714
	(1) 建 設 改 良 費			23,849	8,000	50,300	50,300	50,300	50,300	50,300	50,300	50,300
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	338,273	352,649	368,419	387,768	404,698	419,501	432,128	439,081	441,201	429,419	419,414
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 62,600	△ 63,128	△ 83,561	△ 87,608	△ 89,583	△ 92,174	△ 94,588	△ 97,785	△ 101,464	△ 101,439	△ 106,526	

様式第2号(法非適用企業)

(単位:千円,%)

区 分	年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
			決 算										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)		4,500	△ 4,500								
積 立 金		(K)											
前年度からの繰越金		(L)			4,500								
前年度繰上充用金		(M)											
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)		4,500									
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)		4,500									
実 質 収 支	(N)-(O)	黒 字 (P)											
		赤 字 (Q)											
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		59.1	60.7	59.5	58.5	57.4	56.5	55.8	55.7	55.9	56.7	58.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	192,579	190,721	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)		192,579	190,721	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705	190,705
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)		5,747,713	5,576,864	5,362,745	5,143,977	4,939,779	4,726,778	4,505,150	4,274,569	4,034,868	3,784,949	3,524,035

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		H27年度	本年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
			決 算										
収 益 的 収 支 分			185,750	210,132	217,639	216,980	217,854	219,204	220,212	221,957	224,262	223,266	227,852
	うち基準内繰入金		185,750	210,132	217,639	216,980	217,854	219,204	220,212	221,957	224,262	223,266	227,852
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分			116,720	126,611	126,788	127,190	135,945	142,157	148,370	154,126	159,567	169,810	175,718
	うち基準内繰入金		16,474	16,778	17,090	17,409	17,736	18,071	18,572	18,243	17,328	17,638	15,995
	うち基準外繰入金		100,246	109,833	109,698	109,781	118,209	124,086	129,798	135,883	142,239	152,172	159,723
合 計			302,470	336,743	344,427	344,170	353,799	361,361	368,582	376,083	383,829	393,076	403,569